

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会照明器具等判断基準小委員会（第5回）－議事要旨

日時：平成21年2月26日（火）10：00～11：15

場所：経済産業省本館17階2西8共用会議室

出席者

委員：

秋鹿委員長、赤塚委員、鎌田委員、武内委員、今中代理（中野委員）、長谷川委員、本多委員、三浦委員

事務局：

坂本省エネルギー対策課長、新保省エネルギー対策課課長補佐、武田情報通信機器課課長補佐 他

議題

1. 電球形蛍光ランプの対象範囲について
2. 電球形蛍光ランプの目標設定のための区分について
3. 電球形蛍光ランプの目標基準値の考え方について

議事概要

主な意見等は以下のとおり。

議題1. について

- ・透明形の電球形蛍光ランプを対象外とする理由について質問があり、用途が装飾用であり、出荷台数が極めて少ないことから、対象外とした旨説明があった。
- ・対象外としている調光用のものについて今後の増加見込みについて質問があり、電球形蛍光ランプでは調光用は難しく、将来的にはLEDによる代替が進むことが見込まれる旨説明があった。
- ・原案のとおり了承された。

議題2. について

- ・ランプの大きさの説明として、「明るさ」によって分類されるとされているが、わかりにくいので、整理するよう意見があり、JISをもとに誤解されないように整理する旨説明があった。
- ・全体と各区分の出荷数量を資料に盛り込むべきとの意見があり、次回の資料に盛り込む旨説明があった。
- ・所要の修正を加える前提で了承された。

議題3. について

- ・現在のエネルギー消費効率の性能以上に改善する可能性について質問があり、白熱電球から電球形蛍光ランプへの切替え促進に向けて、安定器の小型化や立ち上がり時間の短縮化など使い勝手を改善する技術開発を各社取り組んでおり、これに伴い効率は低下する傾向が見られることから、低下した効率を現状の性能レベルにまで向上するために効率向上の取組を行う必要がある旨説明があった。
- ・技術改善余地に関する詳細について資料に盛り込むべきとの意見があり、次回の資料に盛り込む旨説明があった。
- ・所要の修正を加える前提で了承された。

問い合わせ先

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課

電話：03-3501-1511(内線4541)

最終更新日：2009年3月23日